平成２１年（フ）第９５３９号
大阪市生野区中川西１－８－６フラットフォーアイザワ601号室、開始決定時の住所大阪市東成区玉津２丁目９番20号
破産者　田倉　康次
1　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
2　一般調査期日　平成22年５月17日午後３時30分
平成22年３月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７０８号
熊本市三郎１丁目12番43号、開始決定時の住所熊本市九品寺４丁目８番１号
破産者　谷口　　卓
1　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
2　一般調査期日　平成22年５月31日午後１時40分
平成22年３月８日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１９年（フ）第３１１７号
福岡市博多区吉塚３丁目５番25号
破産者　栄和工機有限会社
1　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
2　一般調査期日　平成22年６月10日午前11時
平成22年３月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４９０号
埼玉県鴻巣市人形２－３－60、開始決定時の住所滋賀県草津市野路１丁目７番13―1103号アメニティ南草津Ｘルクセア
破産者　柴田　直哉
1　破産債権の届出期間　平成22年４月19日まで
2　一般調査期日　平成22年５月12日午前11時30分
平成22年３月５日　　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８９０号
福岡市城南区松山２丁目14番５号
破産者　古川　敏英
1　破産債権の届出期間　平成22年４月19日まで
2　一般調査期日　平成22年５月14日午前11時
平成22年３月４日
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第１２３４号
福岡市中央区薬院４丁目２番１号
破産者　株式会社高松組
特別調査期間　平成22年４月13日から平成22年４月20日まで
平成22年３月２日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成１６年（フ）第６６２号
香川県三豊市高瀬町上高瀬142番地１
破産者　有限会社マルサンフード
1　期日　平成22年３月30日午前11時40分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月２日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２１号
和歌山市松島281番地の11
破産者　原　　政代
1　期日　平成22年４月26日午後２時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月８日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１１３号
山口県防府市大字田島371番地の２
破産者　三浦　慎司
異議申述期間　平成22年４月12日まで
平成22年３月８日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
熊本市清水新地４丁目６番１号
破産者　株式会社竹松建設
異議申述期間　平成22年４月30日まで
平成22年３月８日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３１号
秋田県横手市増田町増田字上川原55番地２
破産者　谷藤吉五郎
異議申述期間　平成22年５月７日まで
平成22年３月８日　秋田地方裁判所横手支部

平成２０年（フ）第２２７号
宮崎県小林市大字堤3218番地５、住民票上の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北4906番地１
破産者　山元　直子
異議申述期間　平成22年５月10日まで
平成22年３月８日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４６号
福岡市博多区諸岡４丁目22番10―502号
破産者　片山　勇作
免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
平成22年３月５日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２１年（フ）第５２号
青森県八戸市白銀２丁目４番地25　沢井アパート７号室、前住所青森県八戸市大字鮫町字忍町11番地
破産者　川崎　　太
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第５３号
青森県八戸市白銀２丁目４番地25　沢井アパート７号室、前住所青森県八戸市大字鮫町字忍町11番地
破産者　川崎　泰子
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１号
静岡県三島市南二日町７番４号
清算株式会社　太田資源株式会社
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

平成２１年（ヒ）第１号
静岡県富士市水戸島元町５番２号
清算株式会社　アサヒ環境システム株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所富士支部

平成１９年（ヒ）第１００３号
広島市中区大手町４丁目６番16号
清算株式会社　広島リアルエステート株式会社
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３０２号
福島県会津若松市千石町４番16号
清算株式会社　株式会社エスオーコーポレーション
清算人　藤田　浩司
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定の対象となる債権
清算株式会社・株式会社エスオーコーポレーション（以下「清算株式会社」という）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、平成22年１月18日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権とする（以下「弁済対象債権」という）。各債権者の弁済対象債権額は、後記「弁済対象債権額一覧」の通り。
2　弁済の場所及び端数の切捨て
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　特別清算手続の期間
⑴　特別清算手続は平成22年３月31日までとする（以下「清算期間」という）。
⑵　清算株式会社は、清算期間内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
⑶　客観的で相当な事由がある場合において清算期間を変更する必要があると清算株式会社が判断する場合は、協定債権者の意見を聴取した上で裁判所の許可を得て、その限度において清算期間を変更することができる。